

## 大阪女学院短期大学英語科研究会会則

- 第1条 本会は大阪女学院短期大学英語科研究会とよぶ。
- 第2条 本会は英語、英文法および関連諸科学の研究ならびに会員相互の親睦を計ることを目的とする。
- 第3条 本会は、右の目的を達成するために次の事業を行なう。
1. 機関誌「大阪女学院短期大学紀要」の発行
  2. 研究会および講演会の開催
  3. 研究叢書の刊行
  4. その他本会の適当と認める事業
- 第4条 本会の会員は次の2種とする。
1. 普通会員 本学専任の教授，助教授，講師および助手。
  2. 賛助会員 以上の外特に参加の申込のあったもの。（賛助会員の入会については別に定めるところによる。）
- 第5条 普通会員は年額2,400円，賛助会員は年額2,000円以上の会費を納めなければならない。納入済の会費は返還しない。
- 第6条 会員および本学学生は機関誌の配布を受ける。学生の講読費は学術研究費をもって之にあてる。
- 第7条 本会に次の役員をおく。
1. 会長（1名）本学学長があたる。
  2. 評議員（4名）普通会員の中から互選し本会の運営にあたる。
  3. 編集，会計，庶務の各委員は評議員の中から互選する。
  4. 書記は本学事務長に委嘱する。
- 第8条 本会役員の任期は2年とし重任を妨げない。
- 第9条 本会会計年度は4月1日に始まり翌年3月31日に終る。予算、決算は総会の承認を得て之を定める。
- 第10条 本会は事務所を本学事務局におく。
- 第11条 本会会則の変更は総会の議決による。